

ハイムガーデン立川幸町 通所介護重要事項説明書
(2024年8月15日現在)

1. 事業主体概要

事業主体名	株式会社 ヘルシーサービス
法人の種類	株式会社
代表者名	代表取締役 高野 健治
所在地	〒261-8501 千葉県美浜区中瀬 1-3 幕張テクノガーデンD棟 14階
資本金	1,000万円
社是	・お客様・ご家族・地域の「健やかな暮らし」に貢献する
サービス方針	・私たちは、「理想」と「プライド」を持ってサービスを提供します。
サービス宣言	・私たちは、お客様お一人おひとりに寄り添い、その人らしい生活ができるように真心あるサービスを提供します。 ・私たちは、ご家族の願いに耳を傾け、誠実に向き合います。 ・私たちは、ホスピタリティ精神を忘れずに、心通わす仲間と共にプロとして、自らを磨き続けます。
他の介護保険 関連の事業	・居宅介護支援・介護予防支援業務 ・認知症対応型共同生活介護事業 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ・訪問介護 ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・サービス付き高齢者向け住宅
他の介護保険 以外の事業	・有料老人ホーム事業 ・高齢者向け賃貸住宅

2. 事業所概要

① 概要

事業所名	ハイムガーデン立川幸町 デイサービス話食動眠
運営方針	<p>① 介護保険法並びに関係する厚生法令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。</p> <p>② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスに努めるとともに、「利用者の自立」とし、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。</p> <p>③ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。</p> <p>④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。</p> <p>⑤ 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。</p>
事業所責任者（管理者）	
開設年月日	2020年6月1日
保険事業者指定番号	1393000268
所在地	東京都立川市幸町4-17-10
電話・FAX番号	<p>（電話）042-537-8644</p> <p>（FAX）042-537-8643</p>
交通の便	多摩モノレール「砂川七番」駅 徒歩14分
敷地概要（権利関係）	敷地：借地 1,615㎡
建物概要	建物：所有 鉄骨造2階建 1階部分
緊急対応方法	緊急時には救急搬送を要請し、ご家族、主治医、担当ケアマネージャーに連絡をさせていただきます。
火災・非常災害時の対応	<p>・当施設は、該当する建築基準関係法法令および消防関係法令に適合しています。また、関係諸法令に従い、火災・非常災害時に備えて、避難経路の確保、消防用設備機器の設置、防災資材の使用などの必要な処置を行っています。</p> <p>・当施設では消防関係法令に従い、火災・非常災害時に備えて、防火管理者を定め、具体的な消防計画を作成、消防署に届出をしております。定期的に消防用設備等の点検を実施すると共に、消防署の指導のもとで、年2回の定期消防訓練を実施しています。</p> <p>（防火管理者：山科 純）</p>

防犯防災設備 非難設備等の概要	① 各階非難路の確保 ② 消火器の設置 ③火災報知機 ④ 火災通報装置 ⑤ スプリンクラー
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の病状の急変、その他の事故が発生した場合には、速やかに保証人や利用者のご家族に連絡をとるとともに、主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。 ・状況、処置等の記録を残し、必要に応じて市区町村へ報告します。 ・対処方法について、当施設内で対応を定めており、都度その原因を解明し、再発生しないように対策を講じます。
損害賠償責任保険加入先	損害保険ジャパン株式会社

② 送迎サービスを提供する対象地域

対象地域	立川市 国分寺市、国立市
------	--------------

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

③ 職員の体制

管理者	常勤	1名	(運転手兼務	1名)
生活相談員	常勤	2名	(運転手兼務	1名)
介護職員	常勤	1名	(運転手兼務	1名)
	非常勤	3名	(運転手兼務	3名)
機能訓練指導員	非常勤	2名		
運転手	常勤	1名	(管理者兼務	1名)
	非常勤	3名	(介護職員兼務	3名)

④ 施設の設備等

定員	9名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 約 30.1 m ²	相談室	1室
浴室	一般浴槽	送迎車	1台

⑤ 営業時間・サービス提供時間

営業時間	月曜から金曜・祝日	午前 9時00分～ 18時00分
	土・日曜 12月30日～1月3日	休業
サービス提供時間	5-6時間	10:00～15:15
	3-4時間	①10:00～13:15 ②11:30～15:15

3. 提供するサービス内容

- ① 身体介護
- ② 食事の提供と介助
- ③ 入浴介助
- ④ 排泄介助
- ⑤ 機能訓練
- ⑥ 送迎
- ⑦ 生活相談
- ⑧ その他必要な介護

4. 料金

(1) 【介護】 介護保険による通所介護単位数（1回あたり）

①地域密着型通所介護費（1回あたりの単位数 5時間以上6時間未満）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
657 単位/回	776 単位/回	896 単位/回	1,013 単位/回	1,134 単位/回

②加算・減算

名称	加算要件		単位
入浴介助加算	入浴する場合	I	40/回
		II	55/回
サービス提供体制強化加算			
同一建物減算	併設する住宅に居住して通所介護を利用する場合		▲94/日
介護職員等 処遇改善加算II	計算方法： 通所介護費単位数+各種加算単位数の総計 ×9.0%		

③ 1回当たりの利用料金（地域密着型通所介護費 5時間以上6時間未満）

介護保険給付費項目	要介護度				
	1	2	3	4	5
通所介護費 （地域密着型通所介護）	657 単位/回	776 単位/回	896 単位/回	1,013 単位/回	1,134 単位/回
入浴介助加算 （入浴する場合）	40 単位/回	40 単位/回	40 単位/回	40 単位/回	40 単位/回
ここまでの合計単位数①	697 単位/回	816 単位/回	936 単位/回	1,053 単位/回	1,174 単位/回
利用金額地域単価 ④ 10.54 円	7,346 円/回	8,600 円/回	9,865 円/回	11,098 円/回	12,373 円/回
ご利用者様負担 10%	734 円/回	860 円/回	986 円/回	1,109 円/回	1,237 円/回
ご利用者様負担 20%	1,468 円/回	1,720 円/回	1,972 円/回	2,218 円/回	2,474 円/回
ご利用者様負担 30%	2,202 円/回	2,580 円/回	2,958 円/回	3,327 円/回	3,711 円/回

※入浴介助加算以外の加算・減算は含まれていません。費用総額は別途提示いたします。

(2) その他の利用料

- ① 送迎代 無料
- ② 昼食代 1食あたり ￥640（全額自己負担）
※腎臓食・糖尿食の場合、別途実費で頂きます。
- ③ おやつ代 1日あたり ￥100（全額自己負担）
- ④ その他、おむつ代、レクレーションなどにかかる費用等は自己負担となります。
- ⑤ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日立川市の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

(3) キャンセル規定

お客さまのご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

ご利用日の当日午前9時までにご連絡をいただいた場合	無料
ご利用日の当日午前9時までにご連絡をいただかなかった場合	利用料の 50%

※ ご利用日が当事業所の休業日後の場合はご注意ください。

(4) 利用料金の支払方法

毎月、20日前後に前月分の請求をいたしますので、翌月6日までにお支払い下さい。

お支払方法は、銀行振込、口座自動引落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が倒産した場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内にお支払いがない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当施設の通所介護サービスについて

(1) サービスの利用のために

事 項	有 無	備 考
時間延長実施の有無	無	
従業員への研修の実施状況	有	随時社内・外部の研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
送迎の有無	有	

(2) サービスの利用のための留意事項

- ① 送迎の連絡方法：前日午後6時までにご連絡ください。
- ② 体調確認：当日起床時にご確認ください。
- ③ 体調不良の場合の対応：緊急時の連絡先に連絡いたします。
- ④ 食事キャンセル：当日午前9時までにご連絡ください。
- ⑤ 時間変更：送迎時に担当職員にお伝えください。
- ⑥ 機能訓練の内容：月間予定表でご確認ください。
- ⑦ レクリエーション趣味活動の内容：月間予定表でご確認ください。
- ⑧ その他

7. 虐待防止について

(1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 苦情解決体制の整備
- ⑤ 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

8. 身体拘束について

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- (2) やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得

ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守した適正な取り扱いにより行う。

9. ハラスメントについて

身体的な力を使って危害を及ぼす行為、個人の尊厳や人格を態度によって傷つける行為、意に沿わない性的誘い掛け、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為等、職員へのハラスメントは固くお断りします。

尚、ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

10. 感染症の予防及びまん延の防止に係る措置

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 介護支援専門員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 個人情報保護

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

13. 相談・要望・苦情等について

(1) 相談・要望・苦情等の窓口

<p>☆事業所相談窓口☆ 電話番号：042-537-8644 担当部署：ハイムガーデン立川幸町デイサービス話食動眠 担当者： (受付時間 月～金曜日 9:00～ 18:00)</p>
<p>☆法人相談窓口☆ 電話番号：043-274-5995 担当部署：株式会社ヘルシーサービス 総務・人事労務部苦情相談担当 (受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)</p>
<p>☆立川市相談窓口☆ 電話番号：042-528-4370 担当部署：福祉保健部 介護保険課 (受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)</p>
<p>☆東京都国民健康保険団体連合会☆ 電話番号：03-6238-0177 担当部署：介護相談指導課窓口担当係 (受付時間 月～金曜日 8:30～17:00)</p>

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情を受けた場合、直ちに管理者が利用者及びその家族の方と連絡を取り、直接詳しい事情を聞くとともに、担当者から事情を確認する。
- ・介護者が、必要と判断した場合には、管理者を含めて検討会議を行う。
(検討会議が必要ないときでも、必ず管理者に処理結果を報告する)
- ・検討の結果、必ず翌日までに具体的な対応をする。(利用者に報告等)
- ・記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

1 2. 第三者による評価実施状況等

第三者による 評価の実施状況 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	直近の実施日	2022. 2. 28
	評価機関名	お茶の水ケアサービス学院株式会社
	結果の開示	<input checked="" type="checkbox"/> あり 開示方法 介護サービス情報公開システム ホームページ上で公開 <input type="checkbox"/> なし
	備考（免除等）	

年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 株式会社ヘルシーサービス 代表取締役 高野 健治

名 称 ハイムガーデン立川幸町

(介護保険事業所番号 1393000268)

説明者 ハイムガーデン立川幸町

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

契 約 者

住所

氏名

署名代理人

住所

氏名
